

タメ数学上功績アル本邦人ニ授与スル者トス'

明治 18 年(1885). 2 月 東京数学物理学会記事第 1 卷刊行. 四六版縦組. 編輯者: 山川健次郎, 寺尾寿, 川北朝鄰, 荒川重平, 村岡範為, 菊地敏吉郎, 発兌書肆: 丸屋善七(現在の丸善), 土屋忠兵衛とある.

数学会社雑誌が問題と解答中心であったのに対して, 事務記録のほか, 解説記事や国際会議の報告が中心になった.

7 月 隈本有尚, 北尾次郎の動議により, 反対意見もあったが, 会の記事はローマ字綴で記されることになる.

明治 19 年(1886). 9 月 東京数学物理学会記事第 3 卷を TÖKYŌ SŪGAKU BUTURIGAKU KWAI KIJJI という表題のもとに発行する. ただし表題のローマ字綴りは, この後しばしば変更されている.

以後横組み, 会務の記事はローマ字書き, 学術的論文は英文またはローマ字書き日本語となる.

明治 20 年(1887). 6 月 入会金 1 円, 会費年 2 円と定める. 会員数 94 名.

記事は第 4 卷第 1 号から菊版となり, 外国の文献の翻訳紹介も掲載されるようになる. 下記の論文の英訳が掲載され, 1891 年に Memoirs on Infinite Series という題の下に単行本として発行された.

原著者	原雑誌	原語	訳者
Dirichlet	Crelle's J. 17	フランス語	藤沢利喜太郎
Abel	Crelle's J. 1	フランス語	三輪桓一郎
Gauss	全集 3 卷	ラテン語	菊池大麓
Kummer	Crelle's J. 15	ドイツ語	長岡半太郎

明治 21 年(1888). 5 月 富士見町富士見軒にて年会開催(東京大学以外での最初). 記録の末尾に '右畢テ別席ニ於テ宴會ヲ開キ一同歎フ尽シテ散會ス' とある.

この年現在アメリカ数学会の前身 New York Mathematical Association が会員 16 名で発足.

東京数學會社々則

- 第一條 本社ハ數學測量天文ノ學術ヲ研究鍊磨シ數理ノ開進ヲ以テ専務トス
- 第二條 本社々員ヲ分ツテ常員通信員客員ノ三種トス
- 第三條 常員ハ會場ニ出席スル者通信員ハ遠國ニ在テ社則ヲ遵守スル者客員ハ數理有名家ニシテ社員協議ノ上社員ニ聘スル者
- 第四條 社員一名以上ノ保證アル者ハ委員協議ノ上入社ヲ許シ社員券ヲ交付ス
- 第五條 但社員券ヲ交付スルハ入社金一圓ヲ納ムベシ
- 第六條 但社員券ヲ得ザル事故アリテ會日會場ヲ變改スルハ常員一般ヘ告知スベシ
- 第七條 但止ムヲ得ザル事故アリテ會日會場ニ差出シ受領證ヲ得テ納金シタル確證トスベシ
- 第八條 但都合ニ寄リ一時ニ數ヶ月分納ルモ妨ゲナシト雖モ不納三ヶ月ニ到レバ端書郵便ヲ以テ之ヲ催促スベシ
- 第九條 但數ヶ月分一時ニ遞送スルモ妨ゲナシト雖モ必ズ前納タルベシ
- 第十條 論廣ク世間ノ質問ニ應ジ之ガ答辨ヲ爲スベシ質問ノ事項通常ナルモノハ學務委員之ヲ擔當シ六十日ヲ限リ之ヲ答辨ナシ其事項高尚ナル者ハ普ク社員ニ通知シ其答ヲ募リ九十日間ヲ限リ質義者ニ答フ可シ其理深遠ニシテ解シ難キ者ハ廣ク字内ノ數理大家ニ解義ヲ請フテ質義者ニ答フルトアルベシ
- 第十一條 新發明ノ測器類及ビ其他ノ器械ヲ試驗シ其利害得失ヲ辨明スル等ノトモ又前條ニ比準スベシ
- 第十二條 公中中小學校ニ於テ數學教員撰擧ノ時其試驗ヲ本社ニ請フハ委員協議ノ上之ヲ辨スベシ
- 第十三條 數學教員測量者等ノ雇入試験ヲ本社ニ請フハ委員協議ノ上之ヲ辨スベシ
- 第十四條 圖書金圓其他ノ物品ヲ社員若シクハ社外ヨリ寄附スル時ハ事務委員受領シ社長ニ告ゲ永ク社中ニ保存スベシ
- 第十五條 但新著譯ノ圖書寄附ニ係ルモノハ必ズ雜誌ニ掲ゲ廣ク江湖ニ報告スベシ
- 第十六條 凡ソ寄附ニ係ル圖書其他ノ物品等毎年兩報告表ヲ作りテ社員一般ニ報告スベシ
- 第十七條 社長一名 學務委員十二名 事務委員貳名 書記一名ヲ置ク事
- 第十八條 社長ハ本社一切ノ事務ヲ總理シ委員以下ヲ誘導シ盡力其當ヲ得セシメ本社興廢存亡ヲ以テ自任ス
- 第十九條 學務委員ハ學術上ニ係ル事業ヲ負擔シ研究討論以テ數理進歩ノ道ヲ講ジ併テ雜誌編輯ヲ自任ス
- 第二十條 事務委員ハ社長ヲ輔ケテ社中一切ノ事務會計ヲ整理負擔シ兼テ金圓物品ノ出納報告表ヲ調製スルヲ自任ス
- 第二十一條 書記ハ社員社外ヲ論セズ委員ノ協議ニ因テ社長ニ中稟シ雇入ル者トス本社一切ノ雜務ハ事務委員ノ指揮ヲ得テ擔當スル者トス
- 第二十二條 社長學務委員事務委員ハ滿一ヶ年ヲ以テ任期トシ毎年六月投票ヲ以テ公撰スベシ
- 第二十三條 新撰ノ社長委員ハ撰擧ノ月ヨリ二ヶ月間ノ内ニ社則ヲ改正シテ社員ニ廣告スルノ權ヲ有スベシ
- 第二十四條 毎年六月ヲ以テ紀年會ヲ開キ前年度ノ事業會計其他重要ノ事件ヲ社員ニ報告スベシ
- 第二十五條 右ノ條件社員タル者遵守ス可キ也